

## 広島県告示第九百六十号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十二条の規定によつて、次の区域に係る家きん、家きん卵、家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物、家きん飼養器具その他の高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入を禁止する。ただし、船又は車に積載したまま通過する場合はこの限りでない。

令和四年十二月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

移動及び移出入を禁止する区域

世羅郡世羅町大字京丸、世羅郡世羅町大字寺町、世羅郡世羅町大字黒淵、世羅郡世羅町大字青水

移出入を禁止する区域

世羅郡世羅町大字堀越、世羅郡世羅町大字本郷、世羅郡世羅町大字中原、世羅郡世羅町大字安田、世羅郡世羅町大字重永、世羅郡世羅町大字井折、世羅郡世羅町大字徳市、世羅郡世羅町大字三郎丸、世羅郡世羅町大字津口、世羅郡世羅町大字西神崎、世羅郡世羅町大字賀茂、世羅郡世羅町大字青山、世羅郡世羅町大字山中福田、世羅郡世羅町大字赤屋、世羅郡世羅町大字戸張、世羅郡世羅町大字別迫、世羅郡世羅町大字甲山、世羅郡世羅町大字田打、世羅郡世羅町大字西上原、世羅郡世羅町大字東神崎、世羅郡世羅町大字小国、世羅郡世羅町大字青近、世羅郡世羅町大字小世良、世羅郡世羅町大字下津田、世羅郡世羅町大字伊尾、世羅郡世羅町大字黒川、世羅郡世羅町大字川尻、世羅郡世羅町大字東上原、世羅郡世羅町大字長田、三原市大和町福田、三原市大和町萩原、三原市大和町上徳良、三原市大和町下徳良、三原市大和町篠、三原市久井町勘原、三原市久井町泉、三原市久井町江木、三次市吉舎町吉舎川之内、三次市吉舎町辻、三次市吉舎町雲通、三次市吉舎町丸田、三次市吉舎町徳市、三次市甲奴町宇賀、三次市甲奴町小童